

[テキストを入力]

平成26年3月1日 暮らしに生かそう木の良さを 3月号 (第40巻12号) 1



## 山形県木材産業協同組合

〒990-2473 山形市松栄1-5-41

TEL.023-666-4800 FAX.023-646-8699

URL:<http://www.mokusankyo.com>

E-mail:yamawood@mokusankyo.com

- 目 1 木材利用ポイント350件に迫る!
- 2 施工業者の再登録状況等!
- 3 利用ポイント新広報事業について!
- 4 会議・研修等のお知らせ!
- 5 コーディネーター研修成果報告会
- 6 消費税関連情報
- 7 1月期住宅着工戸数等



## 1 木材利用ポイント申請 350件に迫る!!

2月末までのポイント申請(県内受付)は350件に迫っている。申請ポイント数も1億ポイント(1億円相当)を超えており、現在の予算総額は560億円程度なので、本県として5億ポイントを目指したいと考えている。まだ、2割程度を達成した段階であり、昨年4月から今年9月までの着工したものについて該当し、施工業者の増加も見込まれることから、県民の皆様への普及啓発を一層強化していくことにしている。

なお、2月半ばの段階では、全国的には約80億ポイントの申請があり、内4割が全国事務局への申請となっている。

県内から全国事務局への申請件数は明確ではないが、本県の場合は県内申請が圧倒的に多いと考えている。(各県へのポイント交付数しか分からない)

## 2 施工業者の再々登録状況!!

ポイント事業期間の延長や予算の増額に伴い、施工業者、納材業者の再々登録が行われることになり、まず施工業者の追加登録が実施された。

### ※ 施工業者について

2月21日消印有効で届いたのは、40社であり予想していたよりも少ない数であった。これらの新規申請業者は3月中に全国事務局から通知が届き認定登録施工業者としての業務が可能となる。昨年の4月以降に着工した住宅・リフォーム等について、所定の条件を満たしていれば、遡ってのポイント申請も可能となる。

### ※ 木材供給事業者について

再々登録については3月中旬から、全国事務局へのインターネット登録になるので、判明している方には、木産協としての通知も差し上げるので、間違いないように登録願います。

### ※ 課題

現在、施工業者は約600社が登録されているが、ポイント申請に関与しているのは2~3割程度であり、折角の資格が活かされていない実態にある。本県でポイント申請が少なければ、他県からポイントを持っていかれることになり、非常に「もったいない」事態となっているので、施工業者の皆様の御尽力を期待している。

また、木材供給事業者の方はこれら施工業者の皆様が、施主の皆様のポイント申請の便宜を積極的に図ってくれるよう要請願います。

[テキストを入力]

平成26年2月1日 暮らしに生きかそう木の良さを 2月号（第40巻12号） 2

### 3 木材利用ポイント新広報事業について

#### （パブリシティ促進型等広報事業の取り組み） ポイント協議会

木材利用ポイントについては、日を追うごとに県民の間に浸透し申請件数も増加しているものの、登録されている施工業者の数からして、申請数が十分とは言えず、事業期間の延長を機に、さらに効果的かつ訴求力のある広報活動を展開することにしている。

この取り組みは、「パブリシティ型等広報事業」とよばれ、マスメディアと連携しながら効果的普及啓発を行うもので、今回は、さらに施工業界との連携も条件となっている。

この取組では、次の内容で実施する予定であり、関係各位には是非ご協力願いたい。

##### (1) 登録施工業者と連携したパンフレットの作成

- ※ 登録施工業者から協賛をいただき、協賛金額に相当するパンフレットを提供する。
- ※ 体裁はA4版裏表、カラー刷り、60,000部作成。協賛施工業者の社名掲載あり。

##### (2) 広範な県民に周知するための地方紙を活用したPRの実施

- ※ 登録施工業者から協賛をいただき、協賛いただいた事業体名をPR新聞に掲載する。
- ※ 三月下旬に掲載予定。全30段。発行部数214,000部。

##### (3) 木材利用ポイントをはじめとした県内の「住宅建築支援制度」全体を周知するセミナーの実施(施主、工務店の二部構成)

- ※ 四月中旬に県内4カ所で実施予定。県施設等の活用を想定しています。
- ※ その他 協賛金は、1社1万円としており、受付中です。また、関係団体からも協賛の申込みもいただいており紙面を借りて御礼申し上げます。

### 4 会議、研修等のお知らせ

#### 1 山形県JAS製材連絡協議会の開催

JAS連絡協議会の平成25年度決算26年度計画等について検討協議する。

- (1) 期日 平成26年3月7日(金)16時～
- (2) 会場 寒河江市内(ホテルサンチェリー)
- (3) その他 会員には別途ご案内を差し上げます。

#### 2 置賜地域「木質バイオマス発電」に関する意見交換会

木産協組合員による発電への原料供給体制について検討協議する。

- (1) 期日 平成26年3月13日(木)15時～
- (2) 会場 置賜総合支庁講堂
- (3) その他 置賜地域の木産協組合員にご案内を差し上げます。

#### 3 第5回山形県木材利用ポイント事業推進協議会の開催

- (1) 期日 平成26年3月下旬 13時30分～16時頃
- (2) 会場 山形市内ホテル会議室
- (3) 協議事項 ア 本年度事業状況報告 イ 次年度事業計画 ウ 施工業者の認定等
- (4) その他 委員各位には別途ご案内を差し上げます。

[テキストを入力]

## 5 地域森林経営コーディネーター育成研修成果報告会を開催

2月18日に、山形市内のホテルを会場に、標記成果報告会と講演会を開催し、組合員や一般県民の皆様約60名が参加した。

これまで、PRや発表等が上手でないといわれる木材業界にあって、若手研修生の発表内容や真摯な姿勢に、木材産業の将来の明るさを感じた人も多かったのではないかと思われる。

この取り組みは、昨年2月から、県林業労働力確保支援センターから研修事業を受託し取り組んできたもので、次代を担う業界の若手職員を対象に、木材流通のコーディネーターとしての資質向上や若手職員間の交流等を目的に実施したものである。

多忙な業務の中、最後まで参加し、発表なされた研修生の皆様本当にご苦労様でした。

また、職場の中堅職員を笑顔で送りだしていただいた経営者皆様の勇断にも敬意を表したいと思います。

助言者には、昨年末に吉村知事が、地域の森林資源などを積極的に活用していく「里山サミット」を立ち上げましたが、その基調講演を行った渋沢寿一氏（NPO樹木・環境ネットワーク協会理事長）をお願いした。報告者や表題は次のとおりです。



(研修成果報告状況)



(澁澤先生講演状況)

No	氏名	テーマ
1	相原吉郎(相原木材株式会社)	木造都市を目指すために
2	狩谷健一(金山町森林組合)	エルミアウッド2013を見て —将来の林材業への提案—
3	佐藤友介(株式会社佐藤工務)	地域森林経営コーディネーター育成事業を通して
4	佐藤吉紀(株式会社カネキチ材木店)	乾燥、木材、丸太、地域によっての違い
5	沖田洋元(株式会社沖田木材産業)	研修・視察を通じて学んだ木材業界を取り巻く環境と 木材業界の取り組みについて
6	上妻嘉光(上妻林業)	今後の県産材生産
7	遠田勝久(有限会社遠田林産)	地域森林経営コーディネーター育成研修会に参加して
8	阿部知行(株式会社阿部製材所)	今後の木材産業の事業展開について
9	結城貴宏(株式会社結城林業)	木材の可能性
10	松田卓也(株式会社スペースパーティ山形)	建築用木材の新たな需要創造に向けて

報告内容について、原稿が届いた順に、毎月紹介させていただきます。

## 「建築用木材の新たな需要創造に向けて」

松田卓也

この1年間の研修を通して、今後の森林経営に関わる様々な勉強会や講演会、メンバー合同での企業視察や個別OJT研修等、非常に有意義に学ぶ機会をいただきました。

今回のコーディネーター研修生の中で、私が唯一のプレカット事業者ということで、業種としては限りなく川下に近く、しかも住宅用木材限定という非常に狭い知識の中で事業に取り組んでまいりましたので、今回のコーディネーター事業では普段なかなか関わることがなかった住宅以外の分野での木材利用についても考える貴重な機会だったと感じております。

しかし一方で、この一年間を振り返って改めて自分に何ができるのか?、ということを考えてみたのですが、やはり今までの知識と経験を活かせるのは建築に関わる部分になるのかなと感じております。この狭い分野の中で木材の利用を促進するには、今までのようないくつかの方法を試してきましたが、建築用木材の中でも新たな需要を創造していく必要性を感じております。

その中で、特に印象に残ったのは、愛知教育大学名誉教授の橘田先生にご講演をいただいた「公共木造施設」のお話がありました。木造校舎中心のお話でしたが、実際の話の内容は、木造施設が人体に与える影響を顕著に表した研究成果をお持ちで、病気になりにくいとか、心穏やかな人間に育つとか、精神の集中が容易にできるとか、木材と鉄骨・骨材と比較した放射能ラドンと乳がんの相関、波長や色彩や音の残響、蓄熱性にいたるまで統計データを駆使して論理的な説明をいただき、大変説得力のある内容でした。建築物の木質化を促進していく中で、木の良さの伝え方をこれまでの「ぬくもり」とか「自然素材」とかの抽象的な言い方ではなく、根拠を明確にしたアピールが今後は必須となってくると考えています。

それからもう一つ大変参考になったのは、個別OJT研修での埼玉県の「ウッディコイケ」の企業視察でした。この会社は、素材生産から製材、集成材、プレカット、住宅・ログハウス建築、住宅用木製資材生産などを一貫して行っている事業者であり、様々な角度から木材利用の可能性やヒントをいただけるのではないかと思い、昨年7月に秩父の本社にうかがいました。素材生産の部分は拠点が離れており見学できませんでした。その中でまず感じたことは、やはり川上から川下までの一貫体制のメリットとして、物流コストが抑えられること、流通の伝票コストや与信リスクも抑えられ、部門間が密接に連携することで生産計画も立てやすいことが見えてきました。加えて、住宅事業では木質感のある非常に美しいモデルハウスを活用した営業を展開しており、大変参考になりました。

また、アメリカカンザシロアリという、関東や西日本の住宅に被害を与えるシロアリ問題があるので、同社ではプレカット加工後に、ホウ酸塩の加圧注入処理を行う仕組みを有しており、継ぎ手や仕口、ボルト穴まで表面を完璧にホウ酸塩処理できることを差別化に活用していました。また、外壁材や公園の埠やベンチに使用する自社製造の木製品についても、同様のホウ酸塩処理を施し、特殊な撥水塗料を塗布する製品を開発・販売しており、実際の放水実験も見学しましたが、非常に完成度の高いものでした。なによりも常に新しい技術を追求する社長の姿勢に感服いたしました。

最後になりますが、自分の知識を活かせる建築という分野の中で、この1年で学んだことを実践しながら、新しい木材需要を創造すべく取り組んでまいりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

## 6 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について

この法律は、平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月の消費税引き上げに際し、消費税の転嫁拒否等の行為等を禁止しています。今般の消費税引き上げにあたり、中小事業者を中心に、消費税の価格の転嫁について懸念が示されていることから、これら中小事業者が消費税を価格に転嫁しやすい環境を整備するために、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取り締まりを行なうとしています。

木材業界も、本法律の趣旨を理解し、不利益をこうむらない様に対処する必要があります。

消費税関連の法律については、公正取引委員会や消費者庁、財務省国税庁などが関与しており、法律用語と相まって分かりにくい面がありますが、この紙面では、不当行為などについて概要を説明します。このほか、表示の規制、適用除外等もあり、詳細をお知りになりたい方は木産協に御連絡願います。

### (1) 法律の対象となる事業者

	特定事業者（転嫁を拒否する側・買い手）	特定供給事業者（転嫁を拒否される側・売り手）
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者に継続して商品または役務を供給する事業者
②	右欄の特定供給事業者から継続して、商品又は役務の提供を受ける法人事業者	資本金等の額 3 億円以下の事業者 個人事業者、人格の無い社団等

※ 県内の木材業者は、②に該当するのでここをご覧下さい。

### (2) 特定事業者の遵守事項

○特定事業者の特定供給事業者に対する行為規制については次のとおりです。

#### ① 減額

特定事業者は、合理的な理由がなく、既に取り決められた対価から、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

#### ② 買いたたき

特定事業者は、合理的な理由がなく、通常支払われる対価に比べ対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

#### ③ 商品購入・役務利用又は利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務(サービス)を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。

#### ④ 本体価格の交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

#### ⑤ 報復行為

特定供給事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取り扱いを行ってはいけません。

## 7 1月期住宅着工状況

平成26年1月期の県内新設住宅着工戸数は、対前年同月比84.8%の234戸となった。利用別では、持家127戸で106.3%、貸家48戸で53.9%、給与住宅34戸で109.7%、分譲住宅17戸の58.6%と、前月に比して大きな落ち込みとなっており、季節的要因も考えられるが、消費税増額前の伸びは一段落しており、今後、厳しい状況が続くことも予想される。

1 県内新設住宅着工戸数(26年1月)

年月	総数	利用関係別				資金別		木造住宅		木造内訳		
		持家	貸家	給与住宅	分譲住宅	民間	その他	戸数	木造率	在来軸組	プレハブ	2×4
21年	4,616	2,894	1,251	106	365	4,340	276	3,737	81.0%	2,901	157	679
22年	4,125	2,533	1,140	40	412	3,777	348	3,319	80.5%	2,479	112	728
23年	4,336	3,001	1,100	8	227	3,903	333	3,615	83.4%	2,778	121	716
24年	4,716	3,086	1,273	61	296	4,468	248	3,917	83.1%	2,940	156	821
24.8月	451	338	88	0	25	437	14	408	90.5%	333	17	58
9月	458	316	122	1	19	424	34	395	86.2%	285	18	92
10月	423	253	140	0	30	387	36	346	81.8%	279	7	60
11月	453	272	153	1	27	442	11	373	82.3%	261	13	99
12月	406	235	138	1	32	393	13	344	84.7%	216	21	107
25.1月	276	127	89	31	29	238	38	180	65.2%	132	6	42
2月	265	153	92	0	20	246	19	211	79.6%	142	7	62
3月	335	268	32	2	33	326	9	309	92.2%	241	11	57
4月	559	376	151	0	32	494	65	453	81.0%	349	13	91
5月	532	372	128	2	30	513	19	439	82.5%	357	17	65
6月	556	353	171	4	28	540	16	456	82.0%	356	15	85
7月	606	408	146	3	49	593	13	501	82.7%	389	11	101
8月	449	336	60	4	49	439	10	416	92.7%	332	10	74
9月	598	408	152	0	38	568	30	537	89.8%	418	19	100
10月	584	384	158	2	40	577	7	507	86.8%	388	16	103
11月	602	344	223	0	35	596	6	488	81.1%	356	17	115
12月	502	294	151	4	53	490	12	409	81.5%	267	23	119
26.1月	234	135	48	34	17	201	33	160	68.4%	120	8	32
対前月比	46.6%	45.9%	31.8%	850.0%	32.1%	41.0%	275.0%	39.1%	—	44.9%	34.8%	26.9%
対前年同月比	84.8%	106.3%	53.9%	109.7%	58.6%	84.5%	86.8%	88.9%	—	90.9%	133.3%	76.2%
25.1~当月計	276	127	89	31	29	238	38	180	65.2%	132	6	42
26.1~当月計	234	135	48	34	17	201	33	160	68.4%	120	8	32
対累計前年比	84.8%	106.3%	53.9%	109.7%	58.6%	84.5%	86.8%	88.9%	—	90.9%	133.3%	76.2%

2 地域別新設住宅着工戸数(26年1月)

市町村	着工数	累計	前年比	累計比	木造累計	(単位:戸)					
						市町村	着工数	累計	前年比	累計比	木造累計
県 計	234	234	84.8%	84.8%	160	大蔵 村	0	0	—	—	0
山形 市	109	109	129.8%	129.8%	46	鮎 川 村	0	0	—	—	0
上 山 市	5	5	71.4%	71.4%	4	戸 沢 村	0	0	—	—	0
天 童 市	32	32	123.1%	123.1%	24	最 上 地 域	2	2	100.0%	100.0%	2
山 辺 町	3	3	—	—	3	米 沢 市	3	3	12.5%	12.5%	3
中 山 町	0	0	—	—	0	南 陽 市	2	2	100.0%	100.0%	2
東 南 村 山	149	149	127.4%	127.4%	77	高 里 町	7	7	175.0%	175.0%	7
寒 河 江 市	7	7	46.7%	46.7%	7	川 西 町	0	0	—	—	0
河 北 町	2	2	200.0%	200.0%	2	東 南 置 賦	12	12	40.0%	40.0%	12
西 川 町	1	1	—	—	1	長 井 市	4	4	40.0%	40.0%	4
朝 日 町	0	0	—	—	0	小 国 町	0	0	—	—	0
大 江 町	1	1	100.0%	100.0%	1	白 鷹 町	0	0	0.0%	0.0%	0
西 村 山 郡	11	11	64.7%	64.7%	11	飯 豊 町	1	1	—	—	1
村 山 市	3	3	—	—	3	西 置 賦	5	5	38.5%	38.5%	5
東 根 市	16	16	69.6%	69.6%	16	置 賦 地 域	17	17	39.5%	39.5%	17
尾 花 津 市	2	2	—	—	1	鶴 岡 市	16	16	76.2%	76.2%	15
大 石 田 町	0	0	—	—	0	三 川 町	2	2	100.0%	100.0%	2
北 村 山	21	21	91.3%	91.3%	20	庄 内 町	2	2	100.0%	100.0%	2
村 山 地 域	181	181	115.3%	115.3%	108	田 川	20	20	80.0%	80.0%	19
新 庄 市	1	1	—	—	1	酒 田 市	13	13	27.1%	27.1%	13
金 山 町	0	0	—	—	0	遊 佐 町	1	1	100.0%	100.0%	1
最 上 町	0	0	0%	0.0%	0	飽 海	14	14	28.6%	28.6%	14
舟 形 町	0	0	—	—	0	庄 内 地 域	34	34	45.9%	45.9%	33
真 室 川 町	1	1	100.0%	100.0%	1						

注: 累計は平成26年1月～